

公募要領

令和 7 年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語）
（総合評価落札方式）

令和 7 年 1 0 月
文化庁国語課

入札説明書

文化庁の委託契約に係る入札公告（令和7年10月29日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 文化庁次長 伊藤 学司
- (2) 所属部局名 文化庁
- (3) 所在地 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

2 委託内容

- (1) 事業の名称等 令和7年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語）
- (2) 事業内容等 別冊仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙1を参照）

- ② 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）。
- (5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

- (6) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和7年度に「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

4 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書及び総合評価のための書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁国語課指導・普及係

TEL 03-5253-4111 内線 2839

E-mail: kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

- (2) 入札説明会の日時及び場所

日 時: 令和7年11月4日(火) 14:00~

場 所: オンライン(Zoom)にて実施

参加方法: 入札説明会に参加を希望する場合は令和7年11月4日(火)

10:00までに下記宛先にメールにて申し込みすること。

・宛 先: kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

・件 名: 令和7年度危機言語話者の育成事業(アイヌ語)

・記載内容: 参加者氏名、所属、連絡先(メールアドレス、電話番号)

- (3) 入札書等の受領期限

令和7年11月18日(火) 15:00まで

上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

- (4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別冊仕様書、総合評価基準及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ① 競争加入者等は、別紙 1「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。

- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別冊の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「12月15日開札 令和7年度危機言語話者の育成事業(アイヌ語)入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。

※(1)に記載の部署名を漏れなく記載すること。

※(3)の受領期限必着とするため留意すること

※郵送上またはメール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。

(ア) 入札件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の

場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

- ③ メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
- ④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。ただし、国立大学法人又は独立行政法人は提出を要しない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの
- ⑩ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書
- ⑬ 上記（4）⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない）

(6) 入札の取りやめ等

競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年12月15日（月） 11：00～

旧文部省庁舎4階・第3会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ③ 競争加入者等は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1～3および様式1～5により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不

正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。

- ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等（以下「技術等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

(6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(7) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。

- ② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める

別紙 1 ～ 3	競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
別 冊	仕様書
別 冊	総合評価基準、審査要領
別 冊	委託要項
別 冊	契約書（案）
別 冊	文化庁委託業務実施要領
様式 1 ～ 5	技術提案書様式

令和7年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語）

—総合評価落札方式—

仕様書

令和7年10月
文化庁国語課

1 事業名

令和7年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語）

2 目的

言語の習得においては、発音や文法などの知識を体系的に学ぶとともに、学んだ知識を使って、学んだ言語を発することが必要である。本事業では、アイヌ語を対象として、「言語の巢」に代表される、日常生活における、消滅の危機にある言語による会話を行う経験を重ねられる場を設け、消滅の危機にある言語での会話ができたと実感を得られるようにすることで、国連「国際先住民言語のための10年：2022年～2032年」の世界行動計画（令和3年ユネスコ）における「将来の世代に引き継ぐことができるアクティブなユーザーの数を増やすことにより、持続可能性を強化することが緊急に必要である」という指摘に応え、消滅の危機にある言語の継承に資することを目的とする。

3 成果物

- ア) 委託業務完了報告書（印刷物1部及び電子データ一式（CD-Rなどの電子媒体とする。））
- イ) 実施状況報告書及び使用教材等附属資料（印刷物1部及び電子データ一式（CD-Rなどの電子媒体とする。））
- ウ) 危機言語による独話や会話の音声データ、文字起こししたテキスト、日本語共通語訳のデータセット及び収録話者のデータセット使用同意書（印刷物3部及び電子データ一式（CD-Rなどの電子媒体とする。））

※ 上記ア）、イ）及び、ウ）のうちの使用同意書の電子データは、まとめて一つの電子媒体に収めて提出してかまわない。ウ）のうちのデータセットについては、別の電子媒体に収めて提出する。

※ 経費の証拠書類原本は保管しておくこと。

4 委託契約期間

契約締結日 ～ 令和8年3月27日（金）

5 成果物の納入期限

令和8年3月27日（金）

6 納入場所

文化庁国語課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階

7 委託する業務内容

- (1) 消滅の危機にある言語（アイヌ語）を「話す」、「書く」といった発信に必要な知識の学習プログラムの企画及び実施

- (2) 「言語の巢」に代表される、日常生活における、消滅の危機にある言語（アイヌ語）による会話を行う経験をアイヌ文化に触れつつ重ねられる場や文章による発信を行う経験を重ねられる場を設けるプログラムの企画及び実施
- (3) 消滅の危機にある言語（アイヌ語）を発した音声データの収集と音声データに基づくテキスト作成、日本語共通語翻訳を行うプログラムの企画及び実施
- (4) (1)～(3)のプログラムの効果測定手法の企画及び実施

※(1)、(2)については、次の点に留意すること。

- ・実施場所は、アイヌ文化に触れられる環境にあるところとすること
- ・参加者は、一部参加者も含め計20名以上を目指すこと
- ・実施時間数は、6時間以上を目指すこと

8. 委託する業務に関する提案

入札に当たっては、上記7の(1)～(4)に示す業務内容につき有効な方法を具体的に提案すること。

9. 事業規模

事業規模は200万円（税込み）を上限とする。

10. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度危機言語話者の育成事業(アイヌ語)技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度危機言語話者の育成事業に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の内容及び実施方針

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- *1-1-1 仕様書に示した業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の提案がされていれば、その内容や実現可能性に応じて加点する。〕

*1-1-2 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。

1-2 事業内容の妥当性、独創性

*1-2-1 当事者のニーズを踏まえた妥当な内容であること。〔業務を円滑かつ確実に実施するため、又は事業成果を高めるための提案など内容に創意工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

*1-2-2 事業成果を他地域で生かすこと想定した内容であること。〔他地域での活用に具体的に言及していれば、その内容に応じて加点する。〕

1-3 実施方法の妥当性、効率性

*1-3-1 仕様書に示された業務内容をについて、担当する専門家の人選、守秘義務を踏まえた実施方法など実施に当たっての方法が妥当であること。〔実施に当たっての方法に事業成果を高めるための工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。〕

*1-3-2 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率性であれば、その内容に応じて加点する。〕

*1-3-3 参加者のプライバシーや守秘義務への対応が図られていること。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

2-1-1 過去に危機言語（アイヌ語）に関する取組実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-1-2 危機言語（アイヌ語）の指導に関して実績を持つ専門家の協力を得た事業の経験があれば、その内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

*2-2-1 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有し、円滑かつ確実な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば、その内容に応じて加点する。

*2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似企画業務の経験

3-1-1 過去に危機言語（アイヌ語）に関する取組に携わった実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

※3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。[特に優れた専門的知見・能力を有していれば、その内容に応じて加点する。]

3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば、加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等を受けていること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）

5-1-1 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額^{※1}」を大企業においては3%以上、中小企業^{※2}等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額^{※1}」を大企業においては3%以上、中小企業^{※2}等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1 1. 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検査とする。

予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし調査研究の受託可否を検討すること。

また、契約書に定める期日までに成果物の納入が必要となる。

1 2. 守秘義務

受注者（調査内容分析者も含む。）は、本業務の実施で知り得た非公開の情報（収録されていた内容だけでなく、資料管理者によって公表されている場合を除き、どこにどのような資料があるかという情報も含む。）を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届けること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は表明書（別紙1の1又は1の2）裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

18. その他

- ・ 本事業は、「危機言語話者の育成事業委託実施要項」に基づき、実施する。
- ・ 報告書等については、文化庁ウェブサイトへの掲載を前提に、必要があれば、著作権の処理等を行って作成するとともに、その記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- ・ 本委託事業の実施に当たって発生した著作物及び成果物については、原則として文化庁に帰属するものとし、それらの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、文化庁に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。本委託事業の実施に当たっては、著作権の保護や成果物等の取扱いに十分に配慮すること。

技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い、技術提案書を作成し技術提案申請書とともに提出すること。また、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

○ 技術提案書の様式

- （様式 1） 技術提案申請書
- （様式 2） 事業計画（事業工程含む）
- （様式 3） 事業実施体制
- （様式 4） 競争加入者に関するデータ
- （様式 5） 類似事業・施策等の実績

2 技術提案書の作成方法

- （1）用紙の大きさは A 4 判縦、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じ A 3 サイズの折り込みも可とする。
- （2）技術提案申請書（様式 1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- （3）様式 1～5 は全て別葉とすること。
- （4）技術提案書は、技術提案申請書（様式 1）を除き、合計 20 ページ以内とする。
- （5）技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- （6）技術提案書及び参考見積書については事業規模の範囲内で提出すること。
- （7）技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。
- （8）締切り後の技術提案書の提出、差替え又は訂正は認めない。

3 問合せ先

会社名、部署名、問合せ者名、電話番号を明記の上、メールにて送信すること。
（メール宛先：kokugo-shidofukyu@mext.go.jp）

4 提出物及び提出部数等（1 部は紙媒体の場合に限る）

- （1） 技術提案書（様式 1～5） 1 部
 - （2） 競争加入者の概要（要覧、会社案内等） 1 部
 - （3） 最新の財務諸表等の資料 1 部
 - （4） 評価項目及び評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知のある場合は、その写し 1 部
 - （5） 評価項目及び評価基準にある「賃上げを実施する企業に関する指標」における従業員への賃金引上げ計画の表明書がある場合は、その表明書 1 部
- 以上

危機言語話者の育成事業 委託実施要項

令和7年10月24日
文化庁次長決定

1 趣旨

言語の習得においては、発音や文法などの知識を体系的に学ぶとともに、学んだ知識を使って、学んだ言語を発することが必要である。

本事業は、“Atlas of the World’s Languages in Danger”(平成9年 ユネスコ)において、日本国内で消滅の危機にあるとされた言語を対象として、「言語の巢」に代表される、日常生活における、消滅の危機にある言語による会話を行う経験を重ねられる場を設け、消滅の危機にある言語での会話ができたと実感を得られるようにすることで、国連「国際先住民言語のための10年:2022年～2032年」の世界行動計画(令和3年ユネスコ)における「将来の世代に引き継ぐことができるアクティブなユーザーの数を増やすことにより、持続可能性を強化することが緊急に必要である」という指摘に応え、消滅の危機にある言語の状況を改善しようとするものである。加えて、効果的なプログラムについては、開発した対象言語以外の消滅の危機にある言語における取組においても共有していく。

2 委託業務の内容

文化庁は、上記1の趣旨を実現するため、以下の業務を委託する。

- (1)消滅の危機にある言語を「話す」、「書く」といった発信に必要な知識の学習プログラムの開発
- (2)「言語の巢」に代表される、日常生活における、消滅の危機にある言語)による会話を行う経験を重ねられる場や文章による発信を行う経験を重ねられる場を設けるプログラムの開発
- (3)消滅の危機にある言語を発した音声データと音声データに基づくテキスト、日本語共通語翻訳から成るデータセットの作成
- (4)(1)(2)のプログラムの効果測定手法の開発
- (5)その他、消滅の危機にある言語の話者育成に必要な取組

3 業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、法人格を有する団体に業務を委託する。

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日、又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、外部有識者の意見を参考として、内容が適切であると認めた場合、団体に業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に必要な経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託団体が本契約の定めに違反したとき又は委託業務の遂行が困難であると認めたとき(関係者が諸法令を違反した場合を含む。)は、契約の解除及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

7 業務完了の報告

受託団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について照会及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1)文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2)文化庁は、本委託業務の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3)文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4)受託団体は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5)この要項で定める事項のほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

令和7年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語） 総合評価基準

本資料は、文化庁が実施する標記事業の入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準並びに別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	5 0	1 0 0	1 5 0

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和7年度危機言語話者の育成事業(アイヌ語)に係る評価項目及び得点配分基準

*:必須の項目 ○分類:価格と同等に評価できない項目

評価項目(要求要件)	基礎点	加 点	分 類
1 業務の内容及び実施方針〔50点〕	26	24	
1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	10	○
*1-1-1 仕様書記載の内容について全て提案されていること。〔業務を円滑かつ確実に実施するため、若しくは事業成果を高めるための提案、又は仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容や実現可能性に応じて加点する。〕 *1-1-2 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	10	
	5		
1-2 事業内容の妥当性、独創性	8	8	○
*1-2-1 当事者のニーズを踏まえた妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕 *1-2-2 事業成果を他地域で生かすことを想定した内容であること。〔他地域での活用に具体的に言及していれば、その内容に応じて加点する。〕	5	5	
	3	3	
1-3 実施方法の妥当性、効率性	8	6	○
*1-3-1 仕様書に示された業務内容について、担当する専門家の人選、守秘義務を踏まえた実施方法など実施に当たっての方法が妥当であること。〔実施に当たっての方法に事業成果を高めるための工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。〕 *1-3-2 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば、その内容に応じて加点する。〕 *1-3-3 参加者のプライバシーや守秘義務への対応が図られていること。	3	3	
	3	3	
	2		
2 組織の経験・能力〔19点〕	10	9	
2-1 組織の業務の経験		6	
2-1-1 過去に危機言語(アイヌ語)に関する取組実績があれば、その内容に応じて加点する。		3	
2-1-2 危機言語(アイヌ語)の指導に関して実績を持つ専門家の協力を得た事業の経験があれば、その内容に応じて加点する。		3	
2-2 組織の事業実施能力	10	3	
*2-2-1 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有し、円滑かつ確実な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば、その内容に応じて加点する。 *2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	3	
	5		
3 業務従事予定者の経験・能力〔21点〕	10	11	
3-1 業務従事予定者の類似業務の経験		5	
3-1-1 過去に危機言語(アイヌ語)に関する取組に携わった実績があれば、その内容に応じて加点する。		5	
3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門的知見・適格性	10	6	

*3-2-1 業務内容に関する専門的知見・能力等を有していること。[特に優れた専門的知見・能力を有していれば、その内容に応じて加点する。]	10	3	
3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば、その内容に応じて加点する。		3	
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔5点〕		5	
4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組			
4-1-1 以下のいずれかの認定等を受けていること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)。 ○ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後の基準)策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5	
5 賃上げを実施する企業に関する指標〔5点〕		5	
5-1 賃上げの表明			
以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応札者が選択するものとする) 5-1-1 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		5	
合 計 〔100点〕	46	54	

令和7年度危機言語話者の育成事業(アイヌ語)に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 業務の内容及び実施方針			
1-1 事業の目的及び趣旨との整合性			
1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容や実現可能性に応じて加点する。	10	6	2
1-2 事業内容の妥当性、独創性			
1-2-1 業務を円滑かつ確実に実施するため、又は事業成果を高めるための提案など内容に創意工夫があれば、その内容に応じて加点する。	5	3	1
1-2-2 他地域での活用に具体的に言及していれば、その内容に応じて加点する。	3	2	1
1-3 実施方法の妥当性、効率性			
1-3-1 実施に当たっての方法に事業成果を高めるための工夫がされていれば、その内容に応じて加点する。	3	2	1
1-3-2 作業の日程・手順等が効率的であれば、その内容に応じて加点する。	3	2	1
2 組織の経験・能力			
2-1 組織の業務の経験			
2-1-1 過去に危機言語(アイヌ語)に関する取組実績があれば、その内容に応じて加点する。	3	2	1
2-2 組織の事業実施能力			
2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有し、円滑かつ確実な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば、その内容に応じて加点する。	3	2	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験			
3-1-1 過去に危機言語(アイヌ語)に関する取組に携わった実績があれば、その内容に応じて加点する。	5	3	1
3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性			
3-2-1 特に優れた専門的知見・能力を有していれば、その内容に応じて加点する。	3	2	1
3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば、加点する。	3	2	1

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について	
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	
・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	2
・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	3
・認定段階3	4
・プラチナえるぼし認定企業	5
・行動計画策定(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	1
○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等	
・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定)	2
・トライくるみん認定①(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)	3
・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①の認定を除く。))	3
・トライくるみん認定②(令和7年4月1日 日以降の基準)(令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則(以下「新施行規則」という。))第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)	3
・くるみん認定③(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。))	3

・くるみん認定④(令和7年4月1日以降の基準)(令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定)	4
・プラチナくるみん認定	5
・行動計画(令和7年4月1日以降の基準)策定済(次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)	1
○青少年の雇用の促進等に関する法律(若年雇用促進法)に基づく認定	
・ユースエール認定	4
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
5 賃上げを実施する企業に関する指標	5-①-i と 5-①-ii のいずれかを加点するものとする。
5-1-1 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
5-1-2 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	

審 査 要 領

令和7年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語）における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁国語課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁国語課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官文化庁次長 伊藤 学司（以下「甲」という。）と《受託者》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第 1 条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（１）委託業務名 令和 7 年度危機言語話者の育成事業（アイヌ語）

（２）委託業務の内容及び経費 （別添）業務計画書のとおり。ただし、第 9 条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。

（３）委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 2 7 日

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託実施要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、
円（うち消費税額及び地方消費税額 円・消費税率10%）
を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、算出した額である。

3 乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第 4 条 会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 1 0 0 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（危険負担）

第 5 条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第 6 条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第 7 条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託という。」）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

（再々委託の履行体制の把握）

- 第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
 - 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

（業務の変更）

- 第9条 乙は、第33条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が総額の20%未満の場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（業務の廃止等）

- 第10条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びそ

の後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託業務完了（廃止）報告）

第11条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（検査）

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

（額の確定）

第13条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）

第14条 第12条の検査又は前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託経費の支払）

第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託経費を支払うものとする。

2 委託経費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振り込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託経費の一部又は全部を概算払することができる。

（過払金の返還）

第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託経費が、第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として払わなければならない。

(成果報告)

第17条 乙は、第12条の規定に基づく報告書の提出までに成果物がある場合には、印刷物1部及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう）で作られる記録をいう。）を委託業務成果物として、甲に提出するものとする。

(コンテンツに係る知的財産権)

第18条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するものをいう。

(知的財産権の範囲)

第19条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう
(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

(3) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出をいう。

3 この契約書において、「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定め

る行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びに特定情報の使用および開示をいう。

(知的財産権の帰属)

第20条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書(コンテンツ)で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第22条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する確認書(コンテンツ)を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の確認書(コンテンツ)を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(国等による無償の実施)

第 2 1 条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

(知的財産権の報告)

第 2 2 条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から 6 0 日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、及び商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には設定の登録等の日から 6 0 日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から 6 0 日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときはコンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第 2 3 条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 5 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 2 0 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第 2 4 条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 2 0 条、第 2 1 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 2 0 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第 2 5 条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前

に、その旨を甲に報告しなければならない。

（特定情報の指定）

第26条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

（知的財産権の管理）

第27条 第20条第2項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

（1）特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

（2）回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規程の整備等）

第28条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）

第29条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

（個人情報の取扱い）

第30条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- (1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）

第31条 乙は、委託業務によって得た成果（第20条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）

第32条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託経費の使

途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第 3 3 条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 3 4 条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第 3 5 条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。

2 前項の利息は、返還金にかかる委託経費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ年利 3 % の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第 3 6 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 1 9 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 4 9 条に規定する排除措置命令又は同法第 6 2 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 1 9 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 1 0 分

の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第38条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第39条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第40条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第41条 甲は、第37条、第38条及び前条第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第42条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第43条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第44条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(秘密の保持等)

第45条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第46条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4
支出負担行為担当官
文化庁次長 伊藤 学司

(乙) 住所
名称
代表者職名、氏名

別紙(銀行口座情報)

住所 〒	
名称	
代表者役職名、氏名	

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)					
カナ口座名義					
※通帳に表記されているカナ口座名義を記入					
ゆうちょ銀行以外の金融機関					
金融機関名			支店名		
金融機関コード			店舗コード		
※"0"を省略せずに必ず4桁で記入		※"0"を省略せずに必ず3桁で記入			
預金種別			口座番号		
※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入		※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。			
ゆうちょ銀行(通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)					
例)記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)					
番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)					
ゆうちょ銀行	記号	1	0		
	番号				1
					※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

文化庁委託業務実施要領

平成20年 2月1日
平成21年 4月1日改正
平成26年10月1日改正
平成30年10月1日改正
平成31年 4月1日改正
令和 元年9月25日改正
令和 3年1月18日改正
令和 3年4月 1日改正
令和 3年12月17日改正
令和 4年1月28日改正
文化庁次長決定

(法令等の遵守)

第1条 文化庁の委託業務に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。ただし、指定された事業において、別に委託要領等の定めがある場合は、それに従うものとする。

(委託契約書)

第2条 委託契約書（以下「契約書」という。）の様式は、様式第1とし、委託変更契約書の様式は、様式第2のとおりとする。

2 前項に定める契約書により難しい場合は、必要に応じて委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）協議のうえ加除修正を行うことができる。

3 乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の組織内において、乙の指定する者に行わせる場合には、その定めを明記した規程等を甲に提出するものとする。

(会計処理関係)

第3条 契約書に定める帳簿の様式は様式第3のとおりとする。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されていれば、乙において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えない。

第4条 契約書に定める支出を証する書類とは次に掲げるものをいう。

(1) 人件費は、傭上決議書（日額、時間給の決定事項を含む）、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類

(2) その他の経費は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、請書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書、実績を証する資料、出張命令書・復命書、航空券の半券等）及び会計伝票又はこれらに類する書類とする。

第5条 前条の書類は、第3条に定める帳簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、第3条の帳簿とともに業務終了後5年間保管し、甲の指示のあった場合直ちに提出できるようにしておかなければならない。

なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。

第6条 委託業務にかかわる経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託業務の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第4条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。
- (2) 人件費の単価については、受託者において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。又、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定める。
- (3) 人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。
ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認めた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- (4) 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務においても、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが時間給単価は基準内時間の時間給単価とする。
- (5) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- (6) 本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。
- (7) 乙が、自社、親会社又は子会社等（連結財務諸表の連結対象である子会社、孫会社をいう。）（以下、親会社又は子会社等を総称して「自社等」という。）から調達しようとするときは、製造原価又は仕入原価を用いることとし、利益排除を行わなければならない。ただし、自社等以外の者（2者以上）の見積書と比較し、自社等の価格の方が安価である場合には、この限りではない。
- (8) 一般管理費の率は10%の範囲内で、乙の直近の決算により算定した一般管理費率と乙の受託規程による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務を実施するにあたり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第4（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（再々委託の履行体制の把握）

第8条 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類「様式第5（再々委託届出書）」を甲に提出するものとする。

（委託契約及び業務計画の変更等）

第9条 契約書に定める委託業務の内容又は経費の内訳の変更申請は、様式第6の「業務計画変更承認申請書」による。

2 契約書に定める委託経費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は様式第7の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしを以ってその承認とする。

第10条 契約書に定める委託業務の中止又は廃止の申請は、様式第8の「委託業務中止（廃止）承認申請書」による。

（完了（廃止）報告）

第11条 契約書に定める委託業務完了（廃止）報告は、様式第9の「委託業務完了（廃止）報告書」による。

（額の確定）

第12条 甲が契約書に基づき「委託業務完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第3条及び第4条に掲げる書類を提示しなければならない。

（委託経費の支払）

第13条 契約書に定める委託経費支払いの請求（概算払を除く）は、様式第10の「請求書（精算払）」によるものとする。

第14条 乙は、契約書に基づき、甲が必要と認めた場合に限り、概算払を受けることができる。
なお、甲は概算払の必要性を確認するため、乙に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

2 乙は、前項により、概算払の必要性が認められ、概算払を希望するときは、様式第11の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第15条 甲が、前条第2項に基づき提出された「委託費支払計画書」の内容を妥当と認めた場合、乙は、様式第12の「請求書（概算払）」を甲に提出するものとする。甲はこの請求に基づき、概算払を行うものとする。

第16条 委託経費の支払いについては、様式第13の「銀行口座情報」を契約書にて定めるものとする。また、振込先の金融機関は国庫振込取扱店とすること。

（過払金の返還）

第17条 契約書に定める過払金の返還は、歳入徴収官（又は官署支出官）より別途送付する納入告

知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の返還に際し、納入遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として付することができる。

(成果報告)

- 第18条 契約書に定める成果報告書は、様式第14の「委託業務成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第15による「無断複製等禁止の標記について」を行うこと。

(知的財産権)

- 第19条 産業技術力強化法第17条に基づき、委託業務上の成果に係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく乙に帰属させる場合の契約書に基づく書面は様式第16の「確認書（知的財産権）」とする。

また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「産業財産権実施届出書」は様式第20、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(コンテンツに係る知的財産権)

- 第20条 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条に基づき、委託業務で制作したコンテンツに係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく、乙に帰属させるための契約書に基づく書面は様式第25の「確認書（コンテンツ）」とする。

また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「コンテンツ利用届出書」は様式第26、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(著作物の提供)

- 第21条 乙は契約書第41条の定めにより文部科学省（スポーツ庁・文化庁を含む）が保有する著作物（以下「本著作物」という。）を甲から提供を受けたときは、様式第33の「預り証」を甲に提出するものとする。

- 第22条 契約書第42条第3項に定める申請は、様式第34の「著作物翻案、改変等申請書」による。

- 第23条 契約書第45条に定める本著作物及び本著作物の複製物を返却する際は、様式第35の「著作物返却書」を甲に提出するものとする。

- 第24条 契約書第46条第2項に定める報告書は様式第36の「複製著作物処分報告書」による。

(個人情報の取扱い)

- 第25条 乙は、預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、契約書に定める個人情報の第三者への提供、通知、使用、複製、改変の申請は、様式第27の「個人情報利用申請書」によるものとする。

(成果の利用等)

第26条 乙は、契約書に定める委託業務による研究成果の利用申請は、様式第28の「成果利用承認申請書」による。

ただし、以下についてはこの限りではない。

(1) 次に掲げる事項については、乙は、様式第29による「成果利用届」を甲に提出するものとする。

i) 学会等で行う口頭発表

ii) 学会誌等に発表する論文(投稿)

iii) 受託業務の施策の普及を目的とした成果報告書(成果品)の複製品

また、甲が認めるときは、「成果利用届」は事後に提出することができるものとする。

(2) 成果の利用に伴い収益が発生するとき、乙は様式第30の「文化庁著作刊行物の複製(引用)許可申請書」を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項による成果の利用等に当たっては、文化庁からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

(取引停止措置)

第27条 文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱要領により取引停止措置を行う。

(変更届)

第28条 契約書に定める受託者の代表者氏名又は住所の変更通知は、様式第31の「変更届」による。

(任意団体に関する事項)

第29条 契約書に定める任意団体に関する事項の申請書は、様式32の「任意団体に関する事項」による。

(その他)

第30条 様式は、日本産業規格に定めるA列4判とする。

第31条 委託事業に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、委託者が別に定めるものとする。

第32条 この要領は，令和4年1月28日から適用する。ただし，令和4年1月27日以前に契約締結又は契約手続きを開始したものは，なお従前の例による。

様式第 1（委託契約書）

※ 委託契約書の一例です。

※ 内閣官房行政改革推進本部事務局により、会計手続きのオンライン化が推奨されていることを受け、様式第 1（委託契約書）中における「書面」の文言について、必ずしも書面による提出、報告を求める必要が少ないと判断される手続きについては、契約への影響等を考慮し、電磁的方法等でも可能とする旨、委託契約書の表現を適宜、変更してください。

（例 1）口頭でも可能な場合等＞＞事前に「書面」により通知すること。⇒事前に通知すること。

（例 2）メールでも可能な場合等＞＞「書面」で届け出ること。⇒文書やメール等、記録の残る方法により届け出ること。

委 託 契 約 書（例）

支出負担行為担当官文化庁次長《氏 名》（以下「甲」という。）と《受託者を記入》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第 1 条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（1）委託業務名

（2）委託業務の内容及び経費 （別添）業務計画書のとおり

（3）委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）

【契約の相手方が課税事業者の場合】

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、

〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、委託費の限度額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託経費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託経費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第 4 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

(危険負担)

第 5 条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(第三者損害補償)

第 6 条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

【委託要項等で再委託を認めていない場合（※この場合第 8 条は不要）】

第 7 条 乙は、この委託業務を第三者に委託してはならない。

【委託要項等で再委託を認めている場合】

第 7 条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託という。」）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、前項の書面の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第 2 項に規定する甲の承認があったものとする。

5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第 2 項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

【委託要項等で再々委託を認めていない場合（※この場合第 8 条は不要）】

8 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

（再々委託の履行体制の把握）

第 8 条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。

3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

（業務の変更）

第 9 条 乙は、第 5 1 条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が総額の 20% 未満の場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（業務の廃止等）

第 10 条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託業務完了（廃止）報告）

第 11 条 乙は、委託業務が完了又は前条第 1 項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から 30 日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（検査）

第 12 条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、業務の実施について検査するものとする。

（額の確定）

第 13 条 甲は、前条の検査終了後、委託業務に要した経費について調査を行い、委託経費の額を確定するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に充当した委託経費の額と第 3 条第 1 項に規定する委託経費の額のいずれか低い額とする。

3 甲は、第 1 項の額の確定後、乙に対して通知するものとする。

（実地調査）

第 14 条 第 12 条の検査又は前条第 1 項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託経費の支払）

第 15 条 甲は、第 13 条第 1 項の規定による額の確定後、乙に委託経費を支払うものとする。

2 委託経費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振り込むものとする。

3 甲は、第 1 項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から 30 日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下、「支払遅延防止法」という。）第 8 条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、会計法第 22 条及び予決令第 58 条第 3 号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第 1 項の規定にかかわらず、委託経費の一部又は全部を概算払することができる。

（過払金の返還）

第 16 条 乙は、前条第 4 項によって既に支払を受けた委託経費が、第 13 条第 1 項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第 11 条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として払わなければならない。

【成果報告書の提出を求める場合】

（成果報告）

第 17 条 乙は、第 13 条第 3 項の通知を受けたときは、その日から起算して〇〇日以内に又は委託業務の完了した日から〇〇日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書〇〇部を甲に提出するものとする。

【日本版バイドールに関する規定が必要な場合】

（知的財産権の範囲）

第 18 条 委託業務によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 12

5号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)

- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」という。)
- (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下、「ノウハウ」という。)を使用する権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利については案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第19条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第21条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「

専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 1 0 年法律第 5 2 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定 T L O（同法第 1 1 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

第 2 0 条 乙は、前条第 1 項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

（知的財産権の報告）

第 2 1 条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から 6 0 日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 6 0 日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後 6 0 日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 23 条第 3 項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

第 22 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 19 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第 23 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 19 条、第 20 条、第 25 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 19 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第 24 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（ノウハウの指定）

第 25 条 甲及び乙は、第 18 条第 1 項第 4 号に規定するノウハウについて、速やかに指定するものとし、ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

2 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第 26 条 乙は、第 19 条第 2 項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備等)

第 27 条 乙は、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、この契約の締結後速やかにその発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第 28 条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

【コンテンツ版バイドールに関する規定が必要な場合】

(コンテンツに係る知的財産権)

第 29 条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

(知的財産権の範囲)

第 30 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける

権利、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

- （2）著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- （3）事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上保護される利益に係る権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 2 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 2 条第 1 項第 7 の 2 号、第 9 の 5 号、第 11 号にいう翻案、第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号及び第 19 号に定める行為並びに特定情報の使用および開示をいう。

（知的財産権の帰属）

第 31 条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- （1）乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第 33 条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。
- （2）乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。
- （3）乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
- （4）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次の

イからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 1 0 年法律第 5 2 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定 T L O（同法第 1 1 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（国等による無償の実施）

第 3 2 条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

（知的財産権の報告）

第 3 3 条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から 6 0 日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、及び商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 6 0 日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から 6 0 日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第 3 4 条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第 3 1 条、第 3 2 条、第 3 3 条、第 3 5 条、第 3 6 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する

場合及び第 3 1 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

- 3 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第 3 5 条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 3 1 条、第 3 2 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 3 1 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

- 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第 3 6 条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（特定情報の指定）

第 3 7 条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

（知的財産権の管理）

第 3 8 条 第 3 1 条第 2 項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

（1）特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

（2）回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

- 2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規程の整備等）

第 3 9 条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等

から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）

第 40 条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

【文化庁の保有する著作物を委託業務に提供する場合】

（著作物の提供）

第 41 条 甲は、乙に対し文部科学省（スポーツ庁・文化庁を含む）が著作権を保有する以下の著作物（以下「本著作物」という。）を提供し、乙が委託業務に必要な範囲で本著作物を利用することを許諾する。

1 著作物名 ○○○○○○○○○プログラム CD-ROM ○枚

（著作物の使用範囲）

第 42 条 乙が前条に基づき本著作物を利用できる期間は委託期間とし、第 51 条により契約が解除された場合においては契約解除日までとする。

2 乙は、本著作物の利用にあたり、委託業務の目的以外に一切利用してはならない。

3 乙は、本著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより著作物（以下「二次的著作物」という。）を創作する場合には予め甲の書面による承認を得なければならない。

（第三者に対する提供等の禁止）

第 43 条 乙は、乙以外の第三者に本著作物を提供、貸付又は利用許諾してはならない。

2 前項にかかわらず、乙は、第 7 条第 2 項により甲の承認を受けている者（以下「再委託者」という。）に委託契約条項に掲げる範囲内で本著作物を提供することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第 44 条 乙は、本委託契約から生じる権利及び義務を第三者に譲渡、また担保に供してはならない。

（本著作物及び本著作物の複製物の返却）

第 45 条 乙は、第 41 条に基づき甲から提供された本著作物及び本著作物の複製物を第 11 条の報告とともに返却するものとする。

（複製した著作物の処分）※複製した著作物を処分する場合

第 46 条 乙は、本著作物を複製した場合は、第三者に漏洩しない適切な方法でその一切の複製物を第 42 条第 1 項の期間中、管理するものとし、第 11 条の報告まで

の間に処分しなければならない。

- 2 乙は、前項により本著作物の複製物を処分した場合は、第 11 条の報告とともに甲に報告しなければならない。

(二次的著作物について)

第 47 条 乙が委託業務において、本著作物にかかる二次的著作物を創作し又は、本著作物に依拠して新たな著作物を創作した場合、これらの著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）については、甲に帰属するものとする。なお、第 18 条から第 40 条に規定する条項は、第 41 条から第 47 条について適用しない。

【個人情報を取り扱う場合】

(個人情報の取扱い)

第 48 条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。

- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

【個人情報の取り扱いを第三者に認める場合】

8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。

9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）

第49条 乙は、委託業務によって得た成果（第19条第1項及び第31条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）

第50条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託経費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

（契約の解除等）

第51条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（不正行為等に対する措置）

第52条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第 5 3 条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付することができるものとする。

2 前項の利息は、返還金にかかる委託経費を乙が受領した日の翌日から起算し返還金を納付した日までの日数に応じ、年利 3 % の割合により計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第 5 4 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 1 号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第 2 号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第 1 項又は第 2 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 55 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 56 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 57 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 58 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 59 条 甲は、第 55 条、第 56 条及び前条第 2 項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 55 条、第 56 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

- 4 第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 60 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（相手方に対する通知発効の時期）

第 61 条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

（代表者変更等の届出）

第 62 条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

【乙が、任意団体である場合】

（実施体制の確保について）

第 63 条 乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制の確保のため乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

- 3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- 5 第 1 項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。
- 6 乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、5 年以内に第 1 項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

【乙が特例民法法人である場合】

(委託費支出明細書の提出等)

第 6 4 条 乙は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に基づき、額の確定の通知後速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開することとし、甲に提出しなければならない。また、乙の主管官庁に対しても提出しなければならない。

(書類の保管等)

第 6 5 条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から 5 年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第 6 6 条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(契約の細目)

第 6 7 条 この契約に関して必要な細目は文化庁委託業務実施要領（平成 20 年 2 月 1 日文化庁次長決定）に定めるところによる。

(疑義の解決)

第 6 8 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号
支出負担行為担当官
文化庁次長 ○ ○ ○ ○

(乙) 住 所
氏 名

(別添)

業 務 計 画 書

I 委託業務の内容

1. 業務題目

※ 業務の趣旨・目的を明確かつ簡潔に記載

2. 業務の目的

※ 業務の目的を具体的に記載

3. 業務の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

※ 原則、業務の開始予定年月日から終了予定年月日まで記載

4. 当該年度における業務実施計画

※ 業務の趣旨・目的が達成されるために必要な課題を具体的に記載

5. 業務実施体制

課 題 項 目	実 施 場 所	業 務 担 当 責 任 者

6. 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

7. この業務に関連して補助金等を受けた実績

補助金等の名称	交 付 者	交 付 額	交付年度	業務項目

※ 本委託業務が継続課題の場合、前年度までの委託契約は過去の実績として記載しない。

8. 知的財産権の帰属

※ 「知的財産権は乙に帰属する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

※ なお、乙に帰属することを希望する場合は、様式第16又は様式第25の確認書を別途提出すること。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	
円	

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

Ⅱ 委託業務経費（ ☐課税事業者 ☐免税事業者 ）

※いずれかに☑を入れること。

1. 経費予定額

（単位：円）

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
人件費	賃金		
		小計	
事業費	諸謝金		
		小計	
	旅費		
		小計	
	借損料		
		小計	
	消耗品費 （図書購入費）		
		小計	
	会議費		
		小計	
	通信運搬費		
		小計	
	雑役務費		
		小計	
	上記以外の経費 （例） 光熱水料 電話料 保険料 等		
		小計	
	消費税相当額		
		小計	
一般管理費	一般管理費		
再委託費	再委託費		
支出額合計（A）			
収入額（B）			
差引合計（A－B）			

※種別については、委託業務実施要項と整合性をとること。

2. 再委託費内訳

機関名：

(単位：円)

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
人件費			
		小計	
事業費			
		小計	
合 計			

※種別については、委託業務実施要項と整合性をとること。

Ⅲ その他

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏 名	職 名	連絡先（TEL番号，FAX番号，メールアドレス）
（責任者）		
（事務担当者）		

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者（必ず記入すること）

事務担当者は、実際に窓口となる者（必ず記入すること）

様式第 2（変更契約書）

委 託 変 更 契 約 書

○年○月○日付けをもって、支出負担行為担当官文化庁次長《氏 名》（以下「甲」という。）と《受託者を記入》（以下「乙」という。）との間で締結した《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に関する委託契約書について下記のとおり変更する。

記

- 1. 第 3 条第 1 項に規定する委託経費「0, 000, 000 円」を「0, 000, 000 円」に変更する。
- 2. 業務計画書のうち、経費について次のとおり変更する。

（単位：円）

費目及び種別	当初計画額	増 減 額	改計画額	備考
○○○費 ○○○費				
合 計				

上記の契約の証として契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙各 1 通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号
支出負担行為担当官
文化庁次長 ○○○○ 印

乙 住 所
名称及び
代表者名 印

（記載要領）

- 1. 費目及び種別は、業務計画書の「Ⅱ 委託業務経費」の内訳に合わせる。
- 2. 業務の方法等、別項目の変更がある場合はそれも明記する。

様式第 3（帳簿様式）

1. 決算総括表

区分	費 目	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備 考
支 出	人件費				
	事業費				
	一般管理費				
	再委託費				
	合計				
収 入	委託費の額				
	自己調達額				
	その他				
	合計				

2. 決算費目別内訳

（費目）人件費

氏 名	金額（円）	左の金額の対象期間	支払年月日	備 考
計				

（費目）事業費（ 費）

品 名	摘 要	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年月日	引 取 年月日	支 払 年月日	備 考
計								

(費目) 事業費 (旅費)

氏 名	摘 要	金額 (円)	左の金額の対象期間	支 払 年 月 日	備 考
計					

(費目) 再委託費

再 委 託 業務課題	再委託先名	金額 (円)	支払年月日	備 考
計				

(記載要領)

1. 業務計画書の「Ⅱ. 委託業務経費」の内訳に掲げる費目ごとに本様式による帳簿を設け、当該費目の種別毎にその経費の内容を表示すること。
2. 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載する。

様式第 4（再委託承認申請書）

再委託承認申請書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
 名称及び
 代表者名

年 月 日付け 年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）
の業務計画のうち、下記によりその一部を再委託したいので、委託契約書第〇条第〇項の規定により
承認願います。

記

1. 再委託先（住所及び氏名）
2. 再委託を必要とする理由
3. 再委託を行う業務の範囲
4. 所要経費

円

なお経費の内訳は別添のとおり

様式第 4（再委託承認申請書）別添

再委託内訳

機関名：

（単位：円）

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
人件費	賃金		
		小計	
事業費	諸謝金		
		小計	
	旅費		
		小計	
	借損料		
		小計	
	消耗品費		
		小計	
	会議費		
		小計	
	通信運搬費		
		小計	
	雑役務費		
		小計	
	消費税相当額		
		小計	
一般管理費	一般管理費		
再委託費	再委託費		
支出額合計（A）			
収入額（B）			
差引合計（A－B）			

様式第 5（再々委託届出書）

再々委託届出書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

年 月 日付け 年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）の業務計画のうち、下記によりその一部を再々委託しますので、委託契約書第〇条第〇項の規定により届け出ます。

記

1. 再委託先

2. 再々委託先（住所及び氏名）

3. 再々委託を行う業務の範囲

様式第 6（業務計画変更承認申請書）

業務計画変更承認申請書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）
の業務計画を、下記により変更したいので、委託契約書第〇条第〇項の規定により承認願います。

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更の理由

3. 変更が業務計画に及ぼす影響及び効果

様式第 7（委託契約変更承認申請書）

委託契約変更承認申請書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）の委託契約を、下記により変更したいので、委託契約書第〇条第〇項の規定により承認願います。

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更の理由

3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

様式第 8（委託業務中止（廃止）承認申請書）

委託業務中止（廃止）承認申請書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）の委託契約を、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第〇条第〇項の規定により承認願います。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

様式第 9（委託業務完了（廃止）報告書）

委託業務完了（廃止）報告書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官

文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

○年○月○日付け○年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）は、平成○年○月○日に完了（廃止）したので、委託契約書第○条第○項の規定により、下記の書類を添えて報告します。

なお、委託契約書第○条第○項に規定する知的財産権（又は著作権等）は、無償で譲渡します。

記

1. 業務結果説明書（別紙イ）

2. 業務収支決算書（別紙ロ）

別紙 イ

業務結果説明書

1. 業務の実績

(1) 業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 業務の実績の説明

別紙 口

業務収支決算書

1. 決算総括表

区分	費 目	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備 考
支 出	人件費				
	事業費				
	一般管理費				
	再委託費				
	合計				
収 入	委託費の額				
	自己調達額				
	その他				
	合計				

2. 決算費目別内訳

(A) 支出

(費目) 人件費

氏 名	金額 (円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備 考
計				

(費目) 事業費 (費)

品 名	摘 要	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年月日	引 取 年月日	支 払 年月日	備 考
計								

(費目) 事業費 (旅費)

氏 名	摘 要	金額 (円)	左の金額の対象期間	支 払 年 月 日	備 考
計					

(費目) 再委託費

再 委 託 業務課題	再委託先名	金額 (円)	支払年月日	備 考
計				

(B) 収入

種 別	摘 要	金 額 (円)	備 考
委 託 費 の 額			
自 己 調 達 額			
そ の 他			
計			

3. 再委託費決算

再受託者名：

① 決算総括表

区分	費 目	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備 考
支 出	人 件 費				
	事 業 費				
	一般管理費				
	合 計				

② 費目別内訳

(費目) 人件費

氏 名	金額 (円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備 考
計				

(費目) 事業費 (費)

品 名	摘 要	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年月日	引 取 年月日	支 払 年月日	備 考
計								

(費目) 事業費 (旅費)

氏 名	摘 要	金額 (円)	左の金額の対象期間	支 払 年 月 日	備 考
計					

令和〇年〇月〇日

請 求 書（精算払）

官署支出官
文化庁政策課会計室長 殿

名 称
代表者役職名
代 表 者 氏 名

下記のとおり、請求します。

記

委託事業名	
契約額 （金額を変更した場合は変更後の金額を記載）	円
請求額	円

様式第 1 1（委託費支払計画書）

委 託 費 支 払 計 画 書
(第〇〇回)

令和〇年〇月〇日提出
令和〇年〇月〇日現在

官署支出官
文化庁政策課会計室長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

委託業務名

(単位：円)

費 目 名	当 初 契約額	変 更 承認済 契約額	支 払 実 績 又 は 予 定 額								保留額	前 回 ま で の 概 算 払 額	今 回 概 算 払 額	備 考
			第 1 ・ 四半期	第 2 ・ 四半期	第 3 ・ 四 半 期				第 4 ・ 四半期	計				
					10月	11月	12月	計						
合 計														

(記載要領)

- 1. 本表は、第 3 ・ 四半期における概算払請求する場合の例示である。
- 2. 概算払の請求は、四半期毎の所要見込額とする。ただし、四半期毎に請求を行わない場合には、既に経過した四半期について併せて請求する。
- 3. 本表は、各月ごとの支払い実績及び見込額を記入して作成すること。第 4 四半期の 3 月の欄には、翌月以降の支払予定額ものせること。
- 4. 変更承認済予算額の欄は、変更承認された場合、又は変更契約を行った場合のみ記載する。
- 5. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上する。
- 6. 一般管理費は、毎月定率（定額ではない）又は最終月一括計上のいずれかとする。
- 7. 右最上段には本表を作成した日（何日までは実績を計上したか）を記載する。
- 8. 代表者印等の押印は不要とする。
- 9. 保留額について概算払請求する場合は、事業の進捗状況が確認できる書類を添付する。

令和〇年〇月〇日

請 求 書（概算払）

官署支出官
文化庁政策課会計室長 殿

名 称
代表者役職名
代 表 者 氏 名

下記のとおり、請求します。

記

委託事業名	
契約額 （金額を変更した場合は変更後の金額を記載）	円
請求額	円

様式第 1 3 （銀行口座情報）

住所
〒

名称

代表者役職名、氏名

※ 1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座（注意：国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません）

カナ口座名義
※通帳に表記されているカナ口座名義を記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名			支店名		
金融機関コード ※“0”を省略せずに必ず4桁で記入			店舗コード ※“0”を省略せずに必ず3桁で記入		
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入			口座番号 ※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に“0”を付けて7桁にすること。		

ゆうちょ銀行（通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入）

例）記号 1 2 3 4 0－1 → 2 3 4 の部分を記入（1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、－1は記入不要）
番号 1 2 3 4 5 6 7 1 → 1 2 3 4 5 6 7 まで記入（8桁目の1は固定なので記入不要）

ゆうちょ銀行	記号	1	0	※番号が8桁未満の場合は、頭に“0”を付けて8桁にすること。
	番号	1		

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名

電話番号

メールアドレス

※ 2 注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

様式第 1 4 (委託業務成果報告書)

委託業務成果報告書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 〇〇〇〇 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託事業名》(契約書第 1 条で定めた委託事業の題目を記入すること)
に関する成果の報告書を委託契約書第〇条第〇項の規定により、別添のとおり提出いたします。

様式第 15（無断複製等禁止の標記）

無断複製等禁止の標記について

委託業務に係る成果報告書の無断複製等の禁止の標記については、次によるものとする。

本報告書は、文化庁の委託業務として、《受託者の名称》が実施した平成〇〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目）の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文化庁の承認手続きが必要です。

様式第 16（確認書（知的財産権））

確 認 書（ 知 的 財 産 権 ）

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

○○○○（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文化庁次長○○○○（以下「甲」という。）に対し、〇年〇月〇日付けで契約を締結した「○○○○委託業務」（以下「当該委託」という。）に関し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、当該委託に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該知的財産権を相当期間（※明確な期間を指定する場合には、3年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定ＴＬＯ（同法第11条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

様式第 17 (産業財産権出願通知書)

産業財産権出願通知書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 ○○○○ 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》(契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること)について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、委託契約書第〇条第〇項の規定により通知します。

記

1. 出願に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願国
4. 出願日
5. 出願番号
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張

添付書類 (1) 特許等出願等明細書(写) 1 部
(2) 受理書(写) 1 部

様式第 18（産業財産権通知書）

産業財産権通知書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官

文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

○年○月○日付け○年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る産業財産権の登録等の状況について委託契約書第○条第○項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 出願に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

添付書類 特許証等（写） 1 部

様式第 19（著作物通知書）

著作物通知書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官

文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

○年○月○日付け○年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る著作物について委託契約書第○条第○項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容

様式第 20（産業財産権実施届出書）

産業財産権実施届出書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
 名称及び
 代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る産業財産権について、下記のとおり実施しましたので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 実施した知的財産権

産業財産権の種類（※1） 及 び 番 号（※2）	産 業 財 産 権 の 名 称（※3）

2. 実施（第三者は実施許諾した場合）

自 己 ・ 第三者（※4）

（記載要領）

- ※1. 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。
- ※2. 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号を記載する。
- ※3. 該当する（1）～（3）の事項を記入する。
 - （1）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
 - （2）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
 - （3）植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
- ※4. 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

様式第 2 1（移転承認申請書）

移転承認申請書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
 名称及び
 代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る知的財産権について、下記のとおり移転したいので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類（※ 1） 及び番号（※ 2）	知的財産権の名称（※ 3）

2. 移転先

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 承認を受ける理由（※ 4）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- （1）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
- （2）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- （3）その他

(記載要領)

- (※ 1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (※ 2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付していない場合)を記載する。
- (※ 3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商用権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。
- (※ 4) 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

①理由が(1)の場合

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる場合は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

②理由が(2)の場合

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み等

③理由が(3)の場合

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

様式第 2 2（移転通知書）

移転通知書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長　〇〇〇〇　殿

（受託者）住　　所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）の成果に係る知的財産権について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転した知的財産権

知的財産権の種類（※ 1） 及び番号（※ 2）	知的財産権の名称（※ 3）

2. 移転先

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 通知の理由（以下のいずれかを選択する。）

- （1）契約書第〇条第〇項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
- （2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

4. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約第〇条から第〇条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

(記載要領)

- (※ 1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ又は特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (※ 2) 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付していない場合)を記載する。
- (※ 3) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号をし、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

様式第 2 3（専用施設権等設定承認申請書）

専用実施権等設定承認申請書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
 名称及び
 代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 専用実施権等（※ 1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（※ 2）、 番号（※ 3）及び名称（※ 4）	専用実施権等の範囲 （地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 承認を受ける理由（※ 5）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- （1）専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
- （2）専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- （3）その他

(記載要領)

- (※ 1) 特許法第 7 7 条に規定する専用実施権、実用新案法第 1 8 条に規定する専用実施権、意匠法第 2 7 条に規定する専用実施権、商標法第 3 0 条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 1 6 条に規定する専用利用権、種苗法第 2 5 条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。

- (※ 2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

- (※ 3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

ノウハウ又は特定情報については、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

- (※ 4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

- (※ 5) 具体的な理由を、様式第 2 1 の記載要領(※ 5)に従って記載すること。

様式第 2 4（専用施設権等設定通知書）

専用実施権等設定通知書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したので、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 専用実施権等（※ 1）を設定した知的財産権について

知的財産権の種類（※ 2）、 番号（※ 3）及び名称（※ 4）	専用実施権等の範囲 （地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受けた者
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

3. 通知の理由（以下のいずれかを選択する。）
- （1）契約書第〇条第〇項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
- （2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
- イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

4. 誓約事項

当該専用実施権等設定を行うにあたり、契約第〇条から第〇条までの規定の適用に支障を与えないよう設定先に約させました。

様式第 25（確認書（コンテンツ））

確 認 書（コ ン テ ン ツ）

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

○○○○（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文化庁次長○○○○（以下「甲」という。）に対し、〇年〇月〇日付けで契約を締結した「○○○○委託業務」において制作したコンテンツ（以下「当該コンテンツ」という。）に関し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、当該コンテンツに係る知的財産権は遅延なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その種類その他情報を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツに係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該コンテンツを相当期間（※明確な期間を指定する場合には、3年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
 - ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

様式第 26（コンテンツ利用届出書）

コンテンツ利用届出書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住 所
 名称及び
 代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係るコンテンツの利用について、契約書第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 利用内容

2. 利用したコンテンツ

知的財産権の種類（※1） 及 び 番 号 （※2）	知 的 財 産 権 の 名 称（※3）

3. 実施（第三者は実施許諾した場合）

自 己 ・ 第三者（※4）

（記載要領）

- ※1. 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。
- ※2. 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、著作物の登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。
- ※3. 該当する（1）～（4）の事項を記入する。
 - （1）発明、考案、意匠については、それらに係る物品の名称、商標については、その名称
 - （2）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
 - （3）植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
 - （4）著作物については、その題号、特定情報については、その名称
- ※4. 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

様式第 27（個人情報利用申請書）

個人情報利用申請書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官

文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所
名称及び
代表者名

○年○月○日付け○年度《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る個人情報について、下記のとおり利用したいので、契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用しようとする個人情報
2. 利用方法
3. 利用しようとする機関
4. 利用しようとする期間
利用承認の日から令和 年 月 日まで
5. 利用を必要とする理由
6. 管理体制・方法等

様式第 28（成果利用承認申請書）

成果利用承認申請書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官

文化庁次長 ○○○○ 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

○年○月○日付け○年度《委託事業名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）について得られた成果を、このたび下記のとおり利用したいので委託契約書第○条の規程により申請いたします。

記

1. 利用しようとする成果

2. 利用の方法

3. 成果を利用しようとする時期

4. 利用を必要とする理由

様式第 29（成果利用届）

成 果 利 用 届

令和○年○月○日

支出負担行為担当官

文化庁次長

○○○○ 殿

（受託者）住 所

名称及び

代表者名

○年○月○日付け○年度《委託事業名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）について得られた成果を、このたび下記のとおり利用いたしますので委託契約書第○条の規定により届け出ます。

記

1. 利用する成果

2. 利用の方法

3. 成果を利用する時期

4. 利用を必要とする理由

様式第 30（複製（引用）許可申請書）

令和〇年〇月〇日

文化庁長官 ○○○○ 殿

（受託者）郵便番号
団体所在地
団体名
代表者名
電話番号

文化庁著作刊行物の複製（引用）許可申請書

1. 複製（引用）する著作物：
※ 文化庁刊行物名を記入する。
2. 使用目的：
※ どのような目的で使用するのか、その理由を簡潔に記入する。
3. 掲載ページ：
全○○ページ中、○○ページ
※ 製作する刊行物のうち、文化庁著作物が何ページを占めるのかを記入する。
また引用の場合は文化庁著作物をどのように使用するのか著作物ごとに記入する。
4. 発行部数：
定価をつけて発行される部数
5. 販売価格：
○○○円（本体価格○○○円、税○○円） ※ 総額表示にすること
6. 販売分野：
※ どのような団体・個人を対象に販売するかを記入する。
7. 発行予定年月日：
令和○○年○○月○○日

様式第 3 1 (変更届)

変 更 届

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 〇〇〇〇 殿

(受託者) 住 所

名称及び

代表者名

〇年〇月〇日付け〇年度《委託事業名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の題目を記入すること）について、下記の事項を変更したので委託契約書第〇条の規定により、通知します。

記

1. 変更事項

①変更前

②変更後

2. 変更が生じた日付 令和 年 月 日

3. 変更の理由

様式第 3 2（任意団体に関する事項）

任意団体に関する事項

代表者 〇〇 〇〇

- 1. 団体名
- 2. 団体の目的
- 3. 団体の構成員及び役割等

役割等	構成員氏名	住 所	連絡先

- 4. 団体の主たる事務所の所在地
- 5. 委託業務における債務責任者（複数人可）
債務責任者 〇〇 〇〇
- 6. 責任者に事故等があった場合の措置
上記 5 における債務責任者が、本委託業務に係る債務の履行が不可能となった場合には、本委託業務に係る一切の債務を保証するものとする。
債務責任継承者 〇〇 〇〇
- 7. 会計事務処理の基準（旅費支給、謝金単価基準等）
- 8. 業務終了後（解散後）の債務継承（証拠書類等の保存義務等）
- 9. その他必要な事項

(記載要領)

- 1 「団体名」については、任意団体の団体名を記載すること。
- 2 「団体の目的」については、任意団体の設立趣旨、実施目的等について具体的かつ簡潔に記載すること。
- 3 「団体の構成員及び役割等」については、
 - ①役割等・・・構成員の任意団体内における、位置づけ、担当業務等を記載すること。（代表責任者、出納管理者、事務、アドバイザー等）
 - ②構成員氏名・・・任意団体を構成する人員（企業、法人等の団体そのものが構成員の場合は、当該団体名）を記載すること。
 - ③住所、連絡先・・・原則記載することとするが、構成員全員の住所及び連絡先を記載することが困難な場合は、代表責任者の住所及び連絡先のみを記載すること。
- 4 「団体の主たる事務所の所在地」については、任意団体が本事業実施において事務所等として使用している場所の住所について記載すること。
- 5 「委託業務における債務責任者（複数人可）」については、本事業実施における任意団体内での債務責任者について記載の上、該当責任者は自筆で署名を行うこと。（債務責任者が代表者と同一である場合は署名する必要はない。）
- 6 「責任者に事故等があった場合の措置」については、5. に記載した債務責任者が、事故、辞任等で変更された場合において、本事業における債務責任継承する者が自筆で署名を行うこと。（5において既に複数人の債務責任者を記載している場合は記載する必要はない。）
- 7 「会計事務処理の基準（旅費支給、謝金単価基準等）」については、任意団体において定めている会計事務処理基準等（経費の支出基準について定めているもののみで可）を添付すること。（母体となる団体の会計事務処理基準に準じる場合は母体となる団体の会計事務処理基準を添付すること。）
例) 委託業務における会計処理については添付の会計事務処理基準によるものとし、会計処理基準に定めがない場合には国の会計規程に基づいて処理する。等
- 8 「業務終了後（解散後）の債務継承（証拠書類等の保存義務等）」については、本事業終了後及び団体の解散後も、引き続き必要となる債務についてどのように継承するのか具体的に記載すること。
例) 証拠書類については債務責任者〇〇が事業終了後5年間保存し、金銭債務については債務責任者〇〇及び〇〇が連帯して負う。等
- 9 「その他必要な事項」については、各事業担当課において任意団体に事業を委託するにあたって上記の外に必要な事項について適宜記載させること。

様式第 3 3 (預り証)

預り証

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

(受託者)住所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け契約の《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の
題目を記入すること）第 4 1 条により文化庁が所有する著作物を下記のとおりお預
かりします。

記

1. 著作物

著作物名	数量	備考

2. 保管場所

3. 預り期間

契約書に定める期間

4. 事務担当者（窓口となる担当者を記載）

住 所 :

所 属 :

氏 名 :

TEL/FAX :

メールアドレス :

様式第 3 4 (著作物翻案、改変等申請書)

支出負担行為担当官
文化庁次長 ○○○○ 殿

著作物翻案、改変等申請書

		申請日	年	月	日
委託契約者	住所 法人名 電話 FAX 部署・担当者氏名				
委託契約件名					
使用著作物	著作物名 数量				
翻案、改変等の目的					
著作物翻案、改変等の内容					
著作物の翻案、改変等を行う期間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日				
備考					

著作物返却書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

(受託者)住所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け契約の《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の
題目を記入すること）第 4 1 条によりお預かりした文化庁が所有する著作物を下記の
とおり返納いたします。

記

1. 著作物

著作物名	数量	備考

2. 文部科学省が所有する著作物にかかる複製の有無及び複製数

3. 複製した著作物の返却数

4. 文部科学省が所有する著作物にかかる二次的著作物創作の有無
及び二次的著作物名

複製著作物処分報告書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文化庁次長 〇〇〇〇 殿

（受託者）住所
名称及び
代表者名

〇年〇月〇日付け契約の《委託業務名》（契約書第 1 条で定めた委託業務の
題目を記入すること）で必要な複製した文化庁が所有する著作物を第 4 6 条の定め
により下記のとおり処分しましたので報告します。

記

1. 複製した著作物

複製した著作物名	数量	備考

2 複製した著作物にかかる配付等の状況

3. 複製した著作物の処分数

4. 複製した著作物の処分予定日

5. 複製した著作物の処分場所及び処分方法